

広報 ちはやあかさか

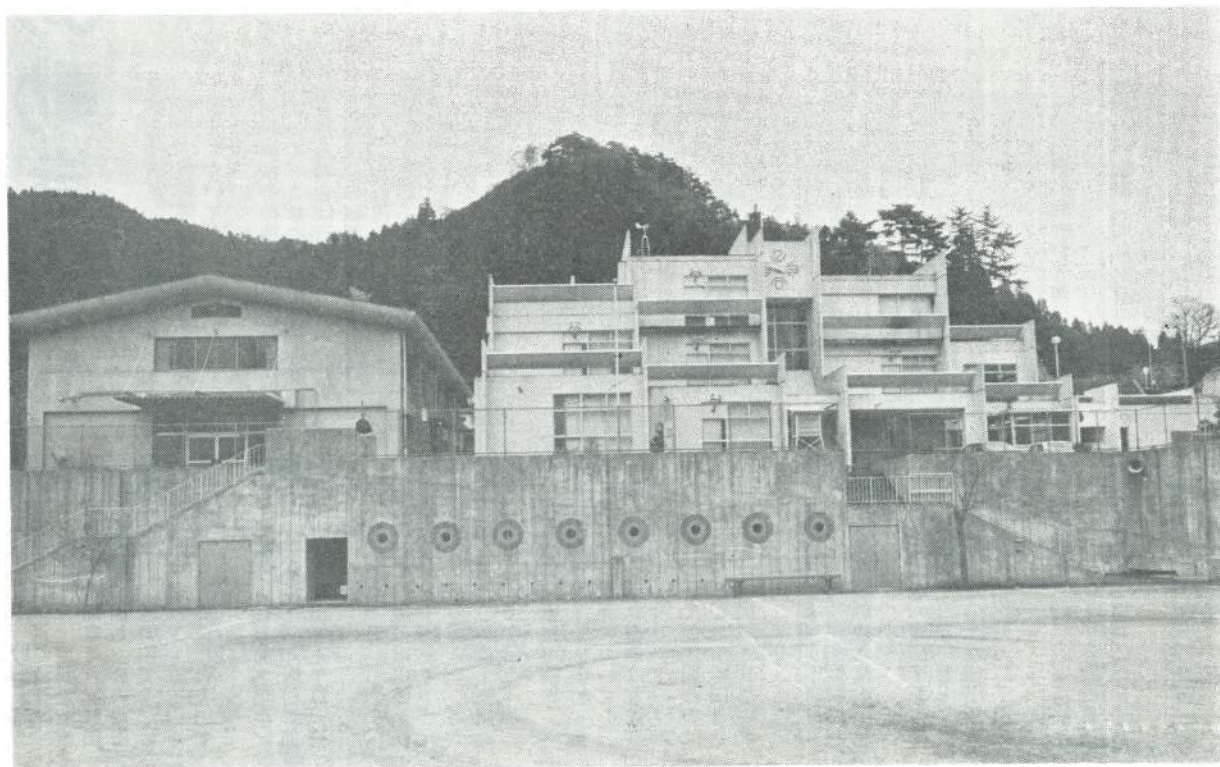
▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和54年4月末日現在)

世帯数	1,551戸
人口	6,449人
男	3,116人
女	3,333人

第82号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081代 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷



村立多聞小学校

▼住所は、南河内郡千早赤阪村大字千早一〇四〇番地に在り、標高五〇〇・七米で、金剛山の千早城跡の下にあり、昭和47年1月25日に落成し新校舎に生れ変わりました。

尚、全生徒数は35名で、教員数12名です。校長先生は植田兵武(53歳) 教頭先生は田中章雄(45歳) となっています。

この学校は(奥千早)地区の子供達のみが通っており生徒数は、少数ですが、みんな元気に学んでいる。

〔今月号の内容〕

◆僕たち私たちの施設 ◆議会の動き	1頁 2頁	◆はしか医療機関一覧表 ◆少数激戦の選挙終わる ◆商業統計調査	6頁 7頁 7頁
◆昭和54年度千早赤阪村 一般会計歳入歳出予算	3頁	◆名所旧跡めぐり ◆あなたも年金がうけられます	7頁 8頁
◆昭和54年度千早赤阪村 特別会計歳入歳出予算	3頁	◆国民年金の保険料は忘れずに納めましょう	8頁
◆春の全国交通安全運動	4頁	◆藍綬褒章受章者	8頁
◆定例赤ちゃん会開催	4頁	◆奨学金給付要綱	9頁
◆村税メモ	4頁	◆マイホームの夢を食う 悪質不動産業者	9頁
◆軽自動車税について	5頁	◆子供の水難事故防止	10頁
◆はしか予防接種実施についで	5頁	◆宅地防災月間	10頁

議会の動き

昭和五十四年第一回千早赤阪村議会定例会は、三月一日招集され会期十二日間をもって開催し、十四案件について慎重審議の結果、原案通り可決されました。議決案件は次の通りです。

▽第三号議案(即日原案可決)
千早赤阪村職員定数条例の改正について

(村長部局の職員「七十八人」→「七十五人」、選管事務局の職員「二人(兼務)」→「三人」、議会事務局の職員「二人(兼務)」→「三人」、教育委員会事務局の職員「二十人」→「二十三人」に改正)

▽第四号議案(即日原案可決)
千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について

(消防団員の報酬の改正で、団長年額「八万円」→「九万円」、副団長年額「六万円」→「七万円」、分団長年額「四万円」→「四万五千元」、副分団長年額「三万円」→「三万五千元」、団員年額「二万円」→「二万五千元」)

▽第五号議案(即日原案可決)
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

(看護婦にも特殊勤務手当を支給し、レントゲン手当を一回について「一〇〇円」→「五〇〇円」にアップ)

▽第六号議案(即日原案可決)
千早赤阪村立幼稚園条例の改正について

(幼稚園の保育料「二千元」→「二千五〇〇円」に改正)

▽第七号議案(即日原案可決)
千早赤阪村国民健康保険条例の改正について

(助産費の支給については、健康保険法その他の法律の規定によって、これに相当する給付を受ける場合は行わない。それから保険料の賦課額を「七万七千〇〇円」→「二十万円」に改正)

▽第八号議案(即日原案可決)
千早赤阪村道路占用料徴収条例の改正について

(電柱の道路占用料一本「三三〇円」→「六〇〇円」、その他の柱の道路占用料一本「二五〇円」→「五〇〇円」に改正し、支柱、支線、一本四〇〇円を追加)

▽第九号議案(即日原案可決)
昭和五十三年度千早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算(第六回)について

(歳入歳出それぞれ一九九一五万八千円を追加し、歳入歳出総額は九億五千二百一十一万五千円となりました。補正の主なもの人事異動に伴う給料・手当・共済費の増減、転作中核集団育成事業補助二〇万円、果樹干ばつ被害補助一九万三千円、救急業務負担金五十六万一千円、索道事業繰入一千六〇〇万円、公用車の購入三台分二四〇万円等です。)

▽第十号議案(即日原案可決)
昭和五十三年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算(第三回)について

(事業勘定の歳入歳出にそれぞれ四二万五千円を追加し、歳入歳出総額は一億八千〇七万一千円となりました。直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ四二万五千円を追加し、歳入歳出総額は四二〇二万八千円です。これは事業勘定の四二万五千円を施設勘定の方へ繰出したものです。)

▽第十一号議案(即日原案可決)
昭和五十三年度千早赤阪村普通事業会計歳入歳出補正予算(第一回)について

(歳入歳出それぞれ一、六〇〇万円を追加し、歳入歳出総額は八千六二〇万七千円です。これは一般会計からの繰入金一、六〇〇万円を五十二年繰上充用金に充当するものです。)

▽第十二号議案(原案可決)
昭和五十四年度千早赤阪村一般会計歳入歳出予算について

(歳入歳出の予算総額は九億五千四百六十九万九千円です。この新年度予算についての主要施策は広報「ちはやあかさか」四月号の第一ページに掲載されています。)

▽第十三号議案(原案可決)
昭和五十四年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出予算について

(事業勘定の歳入歳出予算の総額は、二億一千三五一万一千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は四二四万五千円です。)

▽第十四号議案(即日原案可決)
昭和五十四年度千早赤阪村普通事業会計歳入歳出予算について

(歳入歳出予算の総額は六千七百九十九万九千円です。)

▽第十五号議案(原案可決)

昭和五十四年度千早赤阪村水道事業会計歳入歳出予算について(収益的収入及び支出では歳入歳出それぞれ七千五百〇万五千元、資本的収入及び支出では、資本的収入額が、資本的支出額に對して一千一二万円不足しますが、これについては五十四年度分損益勘定留保資金八二九

五月晴れに大掃除を！

カラッと晴れわたった五月晴れは、戸外に出て思いきり跳びはねたくなるようなそんなすがすがしい気分になってくれます。ところで、五月晴れの日がハイクイックやスポーツにもってこないのは、いうまでもないことですが、生活の知恵として覚えておきたいのは、大掃除をするのによい日だということ。冬の間は、とかく窓を閉めがちで、掃除をしてもホコリは家具のすみや押し入れの中にたまりまします。また、暖房などにより外気との温度差が大きいため、壁や押し入れの中には湿りけがたっぶり。そんなホコリや湿りけを追い出すには、五月晴れの日が最適です。

外気が暖かく、湿度は低いので窓を大きく開けて大掃除をしてください。また、衣服の虫干しにも適していますので、大掃除といっしょに冬物の衣類の虫干しをして、夏物への衣替えをするのもよいでしょう。大掃除に一日を費やして、夕方ホットしていても、何となく寒さを感じたりします。大掃除のせいで今まで自然の目ばりとなっていたホコリまでとってしまい、それでスキ間風が入ってくるのか

万三千円、繰越利益剰余金処分額二九二万七千円で補てんします。)

▽第十六号議案(即日原案可決)
千早赤阪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について(一般家庭のし尿汲取一回一人「二二〇円」→「二三〇円」に改正。)



昭和54年度 千早赤阪村一般会計歳入歳出予算

歳 入				歳 出			
				(単位千円)			
款	本年度	前年度	比較	款	本年度	前年度	比較
① 村 税	187,234	152,836	34,398	① 議 会 費	41,348	24,103	17,245
② 地 方 譲 与 税	7,000	7,000	0	② 総 務 費	173,883	127,750	46,133
③ 娯楽施設利用税交付金	20,000	20,000	0	③ 民 生 費	170,785	128,633	42,152
④ 自動車取得税交付金	10,000	10,000	0	④ 衛 生 費	85,717	47,199	38,518
⑤ 地 方 交 付 税	353,289	299,600	53,689	⑤ 農 林 水 産 業 費	67,419	58,467	8,952
⑥ 交通安全対策特別交付金	800	660	140	⑥ 商 工 費	29,589	26,499	3,090
⑦ 分 担 金 及 び 負 担 金	2,551	1,249	1,302	⑦ 十 木 費	32,061	32,986	△ 925
⑧ 使 用 料 及 び 手 数 料	8,869	7,317	1,552	⑧ 消 防 費	23,446	19,515	3,931
⑨ 国 庫 支 出 金	67,859	54,465	13,394	⑨ 教 育 費	250,292	210,536	39,756
⑩ 府 支 出 金	44,471	41,202	3,269	⑩ 公 債 費	77,929	62,131	15,798
⑪ 財 産 収 入	4,000	6,000	△ 2,000	⑪ 諸 支 出 金	0	13,000	△ 13,000
⑫ 繰 入 金	72,000	15,393	56,607	⑫ 予 備 費	2,000	2,000	0
⑬ 繰 越 金	11,273	7,000	4,273				
⑭ 諸 収 入	68,823	49,297	19,526				
⑮ 村 債	96,300	80,800	15,500				
歳 入 合 計	954,469	752,819	201,650	歳 出 合 計	954,469	752,819	201,650

昭和54年度 千早赤阪村特別会計歳入歳出予算

索 道 事 業

歳 入				歳 出			
				(単位千円)			
款 項	本年度	前年度	比較	款 項	本年度	前年度	比較
① 索道事業収入	64,394	66,000	△ 1,606	① 索道事業費	60,135	61,913	△ 1,778
② 営業外収入	3,435	4,107	△ 672	② 公 債 費	6,694	7,194	△ 500
				③ 予 備 費	1,000	1,000	0
歳 入 合 計	67,829	70,107	△ 2,278	歳 出 合 計	67,829	70,107	△ 2,278

水 道 事 業

(収入)				(1) 収益の収入及び支出				(支出)			
款 項	本年度	前年度	比較	款 項	本年度	前年度	比較	款 項	本年度	前年度	比較
第1款 水道事業収益	75,505	63,752	11,753	第1款 水道事業費用	75,505	63,752	11,753	第1款 水道事業費用	75,505	63,752	11,753
第1項 営業収益	52,560	45,872	6,688	第1項 営業費用	65,905	52,951	12,954	第1項 営業費用	65,905	52,951	12,954
第2項 営業外収益	22,945	17,880	5,065	第2項 営業外費用	9,400	10,601	△ 1,201	第2項 営業外費用	9,400	10,601	△ 1,201
				第3項 予 備 費	200	200	0	第3項 予 備 費	200	200	0
(収入)				(2) 資本の収入及び支出				(支出)			
款 項	本年度	前年度	比較	款 項	本年度	前年度	比較	款 項	本年度	前年度	比較
第1款 資本の収入	0	36,000	△ 36,000	第1款 資本の支出	11,220	50,570	△ 39,350	第1款 資本の支出	11,220	50,570	△ 39,350
第1項 企業債	0	36,000	△ 36,000	第1項 建設改良費	8,293	47,753	△ 39,460	第1項 建設改良費	8,293	47,753	△ 39,460
留 保 資 金	11,220	14,570	△ 3,350	第2項 企業債償還金	2,927	2,817	110	第2項 企業債償還金	2,927	2,817	110

国保事業

歳入				歳出			
款	本年度	前年度	比較	款	本年度	前年度	比較
① 国民健康保険料	72,940	60,713	12,227	① 総務費	13,332	12,619	713
② 一部負担金	1	1	0	② 保険給付費	195,930	161,792	34,138
③ 使用料及び手数料	1	1	0	③ 公債費	726	0	726
④ 国庫支出金	123,151	103,484	19,667	④ 諸支出金	710	298	412
⑤ 府支出金	2,064	1,998	66	⑤ 予備費	2,812	4,791	△ 1,979
⑥ 繰入金	10,000	0	10,000	歳出合計	213,510	179,500	34,010
⑦ 繰越金	5,000	13,000	△ 8,000				
⑧ 諸収入	353	303	50				
歳入合計	213,510	179,500	34,010				

国保施設

歳入				歳出			
款	本年度	前年度	比較	款	本年度	前年度	比較
① 診療収入	37,762	36,360	1,402	① 総務費	23,749	21,506	2,243
② 使用料及び手数料	80	84	△ 4	② 医業費	17,050	16,400	650
③ 繰越金	1,650	2,426	△ 776	③ 施設整備費	800	500	300
④ 繰入金	2,650	238	2,412	④ 公債費	653	652	1
⑤ 諸収入	310	150	160	⑤ 予備費	200	200	0
歳入合計	42,452	39,258	3,194	歳出合計	42,452	39,258	3,194

＝定例赤ちゃん会開催＝

赤ちゃんについての育児、健康相談等下記の日程とおり実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。

なお、3才児になられた方は3才児健康診査を富田林保健所で 毎月第一第三金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行なっておりますので、受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

赤ちゃん会日程表

月 日	時 間	場 所
5月31日 (木)	午後1時10分～2時	川野辺 (川辺英一氏宅前)
	2時10分～3時	水分 (神社下共同貯蔵庫前)
	3時10分～3時30分	二河原辺 (山本庄三氏宅前)
6月1日 (金)	午後1時10分～1時40分	桐山 (金泉寺下)
	1時50分～2時20分	森屋消防倉庫前
	2時30分～3時	森屋防除組合前
	3時05分～3時30分	役場庁舎前
6月5日 (火)	午後1時10分～1時40分	吉年 (東阪郵便局下)
	1時45分～2時15分	下東阪集会所前
	2時10分～2時40分	上東阪 (伏井林吉氏宅前)
	2時50分～3時20分	千早 (金剛バス車倉前)
6月6日 (水)	午後1時15分～1時40分	小吹集会所前
	1時45分～2時15分	中津原集会所前
	2時40分～4時	小吹台集会所

春の全国交通安全運動

5月11日～20日

交通安全マナーを高めよう!!

ことは、統一地方選挙のため例年より遅れましたが、五月十一日から二十日までの十日間、「交通安全マナーを高めよう」を合いこ

とばに春の交通安全運動がはじま

ります。

大阪特に南河内には交通安全マナーの

悪さは全国に知られるという不

名誉な地域です。今年は特に運転

者は「☆スピードを落とそう」歩

行者、自転車は「☆交通信号を守

ろう」を徹底して守り、交通マナ

ーの改善に努めましょう。

また、運動の重点目標として、

①歩行者・自転車利用者、特に子

供と老人の交通事故防止。

②自動二輪車・原動機付自転車の

交通事故防止。

③スピード、ダウン運転の徹底

の三点を目標として、展開され

善意銀行

暖かい愛情のこもる預託をいた

だきました。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。

すよう活用させていただきます。

富田林 ライオンズクラブ 殿

預託者のご厚志に厚く感謝いた

します。お預り致しました善意は

必ず最大の目的に効果があらがります。</

軽自動車税について

●軽自動車税の税率改正

昭和54年度地方税法改正に伴ない、軽自動車税の税率（年税額）が次のとおり改正されました。

種 別	改正前	改正後
原動機付自転車（50cc以下）	650円	700円
“（50cc超90cc以下）	1,000円	1,100円
“（90cc超125cc以下）	1,300円	1,450円
二輪車（125cc超250cc以下）	2,000円	2,200円
軽四輪貨物	3,300円	3,650円
軽四輪乗用	5,900円	6,500円
三輪車	2,600円	2,850円
二輪の小型自動車	3,300円	3,650円
小型特殊自動車 農耕用	1,300円	1,450円
“ その他	3,900円	4,300円

一部改正により、無保険運行は行政処分（免許停止等）の対象になりますので、軽自動車（原付含む）をお持ちの方、または購入される時は必ず強制賠償保険に加入して下さい。

●軽自動車税の減免
身体障害者等の理由により、軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、村長に対して所定の申請書等を提出して下さい。

また、税条例一部改正により、軽自動車の構造が専ら身体障害者等の利用に供するものである場合も減免の対象になりましたので、該当者の方は所定の手続きをして下さい。

なお、詳しいことは税務課へおたずね下さい。

民生（児童）委員の 新任について

このほど新しく小吹合地区担当民生（児童）委員として四月一日付で厚生大臣より委嘱されました。何事もお気軽に相談して下さい。

大字小吹六八番地の五五四

中岡 秀雄

電話二一七二〇〇

●強制賠償保険に必ず加入を
昨年十二月一日、道路交通法の

はしかの予防接種実施について

かかりつけの医院で接種を

別記のとおり

●受けられない人

- ① 発熱している人や体の弱っている人。
- ② 一年以内にひきつけをおこした人。
- ③ 一か月以内に小児マヒ・BCG・風しんの予防接種を二週間以内にその他の予防接種を受けた人。
- ④ 心臓・肝臓・腎臓疾患等重い病気にかかっている人。
- ⑤ 三か月以内にはしかの予防等でガンマグロブリン注射をした人。
- ⑥ 兄弟、姉妹や遊び仲間ではしかにかかっている子供があれば受けられないことがあります。

●注意事項

- ① 医院に行かれる前に必ず体温を測定して下さい。
- ② 医院に備えつけの「麻しん予防接種申込書及び問診票」に保護者の方が責任をもって正しく記入・押印し、母子健康手帳をそえて提出して下さい。
- ③ 母子健康手帳や印鑑を忘れた方は、この予防接種はできません。母子健康手帳を紛失された方は役場住民課衛生係で再発行を受けて下さい。

④ 予防接種後の入浴は、接種当日と接種後七日目から五日間はさけて下さい。

⑤ この予防接種は、子供をかるいはしかにかかった状態にします。健康状態に気をつけて下さい。

⑥ 予防接種後、医師から「接種後の注意事項」が渡されますので、よく読んで保存して下さい。

⑦ 接種後七日から十二日頃に一、二日ぐらい熱がでたり、発しんがでたりすることがありますが、二、三日でおさまります。この期間以外の発熱等の症状が出た場合、麻しんの予防接種と関係ないと言われていますが、念のため予防接種を受けた医師の診察を受けて下さい。

⑧ 接種後一か月以内はツベルクリン反応が弱くなることがあります。

詳しくは役場住民課衛生係へ

電話二一〇〇八一



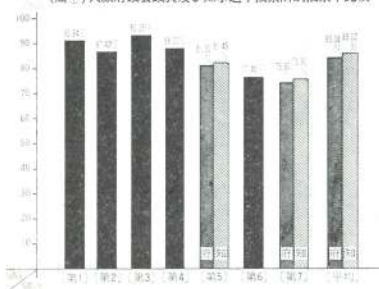
医 療 機 関 名	診 療 日 及 び 時 間	所 在 地	電 話
千早赤阪村診療所	月・火・水・木・金・土（日祭日除く） 午前9時～11時迄 午後1時～3時迄 （火・金・土午前中のみ）	千早赤阪村大字水分195の1	07217-2-0038
東 條 順 医 院	月・火・水・木・金・土（日祭日除く） 午前9時～12時迄 午後6時～8時迄 （土曜日午前中のみ）	千早赤阪村大字森屋365	07217-2-0527
堀 野 医 院	月・火・水・木・金・土（日祭日除く） 午前9時～11時迄	富田林市富田林町29番12号	07212-3-3013
杉 田 医 院	月・火・水・木・金・土（日祭日除く） 午前9時30分～11時30分迄 午後6時～7時30分迄（木・土午前中のみ）	富田林市富田林町12番25号	07212-3-2344
松 浦 医 院	月・火・水・木・金・土（日祭日除く） 午前9時～11時30分 午後5時～7時迄 （木・土午前中のみ）	富田林市寿町1丁目1番31号	07212-3-3306
江 村 医 院	月・火・水・木・金・土（日祭日除く） 午前9時～12時迄	富田林市寿町2丁目3の2	07212-3-2006
藤 岡 医 院	月・水・金 午前9時～12時 午後6時～8時	富田林市本町19番9号	07212-3-2019
平 田 医 院	月・水・金 午前9時～12時 午後5時～8時 火・木・土（午前9時～12時）（日祭日除く）	富田林市常盤町12-33	07212-3-2034
武 田 医 院	月・火・水・金・土（日祭木除く） 午前9時～12時 午後4時30分～6時 （火・土曜日午前中のみ）	富田林市富田林町14-16	07212-3-2039
奥 山 医 院	月・火・水・金（日祭日除く） 午前9時～11時迄	富田林市富田林町11番2号	07212-5-0123
仲 谷 診 療 所	火曜日 午後1時～2時	河南町大字寺田132の4	07219-3-3501
P L 病 院	月 第2・第4水曜日 受付 午後1時～2時迄	富田林市大字新堂2182	07212-4-3100
富 田 林 病 院	木・金 午前9時～12時	富田林市大字甘山4592	07212-9-1121
尾 山 医 院	火曜日 午前10時～11時	富田林市竜泉629-1	07212-4-3139
広 谷 医 院	月・火・水・木・金・土 午前9時30分～11時30分 午後6時～7時30分（但し水・土除く）	河南町大宝1-4-9	07219-3-3857
大槻医院 大伴診療所	月曜日 午前9時30分～12時	富田林市北大伴325番地	07212-4-1581
杉田勝小児科医院	月・火・水・木・金・土 午前9～12時 午後5時30分～8時 （水・土午前中のみ）	富田林市常盤町6番3号	07212-5-7888
東 條 内 科 医 院	月・火・木・金 午前9時～12時 午後6時～8時 土 午前9時～12時	富田林市寿町2丁目3番18号	07212-4-3581
天 城 医 院	月・火・水・木・金・土 午前9時～12時（土 午前中のみ） 午後6時～8時	太子町春日98の24	07219-8-1163
木 下 医 院	月・火・水・木・金・土 午前9時～11時30分 午後6時～7時（水・土を除く）	富田林市桜井町1丁目14-24	07212-3-2338
高 田 小 児 科 医 院	月・火・木・金・土 午前9時～12時 午後5時～7時（土曜日を除く）	富田林市喜志町	07212-3-2066

大阪府議会議員及び知事選挙投票区別投票率

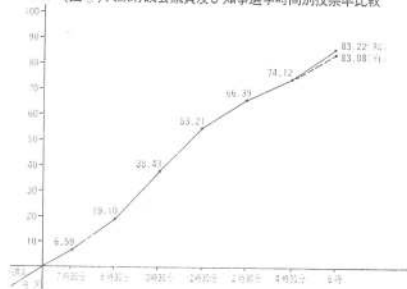
投票所	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)			前回(50.4.13)の投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1 千早赤阪村役場	171	171	342	153	158	311	89.47	92.40	90.94	90.00	91.48	90.77
第2 水分集会所	313	347	660	266	311	577	84.98	89.63	87.42	83.12	86.74	85.02
第3 森屋公民館	292	320	612	268	298	566	91.78	93.13	92.25	83.56	90.16	86.95
第4 金泉寺	91	87	178	77	80	157	84.62	91.95	88.20	85.26	89.77	87.43
第5 千早公民館	545	595	1,140	府 456	471	927	83.67	79.16	81.32	81.74	77.68	79.62
				知 457	472	929	83.85	79.33	81.49			
第6 多聞小学校	233	237	470	178	186	364	76.39	78.48	77.45	79.74	83.13	81.50
第7 小吹台連絡所	486	510	996	府 362	390	752	74.49	76.47	75.50	—	—	—
				知 365	391	756	75.10	76.67	75.90			
計	2,131	2,267	4,398	府 1,760	1,894	3,654	82.59	83.55	83.08	83.00	84.11	83.58
				知 1,764	1,896	3,660	82.78	83.63	83.22			

※第7投票所は51年4月1日より設置

(図1)大阪府議会議員及び知事選挙投票所別投票率比較



(図2)大阪府議会議員及び知事選挙時間別投票率比較



“少数激戦”の選挙終わる

(一)今回の大阪府議会議員及び知事選挙は、現職知事と六党推せんの前副知事の“一騎打ち”となりました。

その上、府議選の方も最近になく少数激戦となり、投票率も前回の五十年の八三・五八(表①参照)を大きく上回るのではないかと予想されました。しかしながら投票当日、曇空でしかも昼すぎから激しい雨となつて一時は前回より投票率が大きく下回るのはと

心配されました。ところが夕方近くから天候は回復し、結局前回並みの投票率に落ち着きました。

投票所別の投票率比較では、第三投票所が一番高い率(九二・二五%)を示し、以下第一・第四・第二・第五・第六・第七の順になっています。(図①参照)

次に時間帯別の投票率の比較では、(図②)より八時三十分～十時三十分の間の二時間の伸び率が著しく一九・三三%の伸びを示し、以下十時三十分～十二時三十分の時間帯、十二時三十分～二時三十分の時間帯と続いています。

ここで特徴なのは、ちょうど昼すぎからの雨が二時三十分～四時三十分の間に激しく集中したのでこの時間帯だけ投票率の伸びが鈍化したことです。

(二)開票の結果については、表②・表③の通りです。投票総数は府議三・六五四票、知事三・六六〇票、有効投票数は府議三・三六三票、知事三・五三一票、無効投票数は府議二九一票、知事二九票、無効

▽府会議員選挙候補者の村内得票数

候補者名	党	得票数(票)	得票率(%)
村上徳蔵	日本共産党	三二一	九・二五
深尾悦明	無所属	二八四	八・四四
古川光和	自由民主党	二七六	八・二一

▽知事選挙候補者の村内得票数

候補者名	党	得票数(票)	得票率(%)
岸さかえ	無所属	二・一九八六	二・二五
黒田了	無所属	一・三三三七	一・四一
上野富男	無所属	一一〇	一・三四

昭和54年 商業統計調査にご協力を

みんなで協力伸びゆく商業

府庁統計課

(電話)六九四一〇三五

南河内の名所旧跡めぐり

参加者募集

南河内の四市四町一村でつづっている「南河内地区観光事業推進協議会」は、5月23日(木)、30日(木)に実施する名所旧跡めぐりバスツアーの参加希望者を募っています。主催 南河内地区観光事業推進協議会

後援 大阪府観光連盟

日時 54年5月23日(木)・30日(木)
集合場所 近鉄藤井寺駅北口南工
会前に午前9時45分集合両日共
23日(木)コース 藤井寺・天満宮(藤井寺)・野中寺(羽曳野)・狭山遊園(狭山町)・観心寺(河内長野)・法雲寺(美原町)・藤井寺
30日(木)コース 藤井寺・滝谷不動尊(富田林)・観心寺(河内長野)・建水分神社(千早赤阪)・弘川寺(河内町)・観福寺(太子町)・藤井寺。両コースとも定員の四十人になり次第締め切ります。

参加費は無料、対象は府下の在住者、申込は参加者持参の事、申し込みと問い合わせは村観光課。(電話)二一四四七

役場務総課(電話)二〇〇八一

調査方法

知事が任命した調査員(商業統計調査員証を所持)が、商店を訪

問し、調査票の記入を依頼します

お問い合わせ

役場務総課(電話)二〇〇八一

調査方法

あなたも年金がうけられます

過去の保険料がかけられるようになりました

国民年金に当然加入しなければならぬのに加入しなかったり、長い間保険料を忘れられていた年金はうけられませんか。今なら国民年金に加入し忘れていたり保険料を忘れられていても取戻すことが出来ます。

※納付期間

五十五年六月まで

※保険料

一ヶ月 四〇〇〇円

この特例でさかのぼってかけられるのは当然加入すべき人の過去の保険料に限られています。

まとめてかけることも、分けてかけることもできます。

国民年金には、必ず加入しなければならぬ「当然加入」と本人の希望により加入できる「任意加入」とがあります。

当然加入とは、当然加入しなければならぬ人です。明治四十四年四月二日以後に生まれた二十歳から五十九歳までの日本人で厚生年金や共済組合などに加入してない人、任意加入とは希望すれば加入出来る人です。二十歳から五十九歳までの日本人で、厚生年金や共済組合などの加入者の配偶者や国民年金以外から年金をうけているか、又はうけることのできる人。(その配偶者も含む)や昼間の学生などです。

老齢年金をうけるには保険料を

かけた期間を合せて(昭和三十六年四月以後に厚生年金などに加入した期間、また国民年金に任意加入できる人で任意加入しなかった期間)(「カラ期間」も含む)六十才まで年齢に応じて一定の年数が必要ですので納付期間は大丈夫が別表でお確かめください。

※特に三十五歳以上の人は

今まで保険料をかけていない三十五才以上の人は、今から六十才まで年金をうけても老齢年金をうける必要年数がたりません。その足りない分はさかのぼって年金をかけなければなりません。今から一ヶ月 四〇〇〇円でかけ

ることが出来ます。

六十才をすぎた人もかけられます。

六十才をすぎた人も現在ほかの年金制度に加入している人も国民年金に加入しなければならぬ期間があつて、加入手続をしていなかった場合や加入の手続はしたが保険料が未納だったという場合にも、一ヶ月 四〇〇〇円で過去の分をかける特例納付をご利用になれます。

六十才以上の人は、年金をうけられます。

六十五才以上の人は、年金をうけるのに必要な期間の保険料をうけ終ると、その翌月から年金がう

生	年	月	日	最低	必要
明治44年	4月	2日	～明治45年4月1日	10年	10年
45年	4月	2日	～大正2年4月1日	10年	10年
大正2年	4月	2日	～3年4月1日	10年	10年
3年	4月	2日	～4年4月1日	10年	10年
4年	4月	2日	～5年4月1日	10年	10年
5年	4月	2日	～6年4月1日	11年	11年
6年	4月	2日	～7年4月1日	12年	12年
7年	4月	2日	～8年4月1日	13年	13年
8年	4月	2日	～9年4月1日	14年	14年
9年	4月	2日	～10年4月1日	15年	15年
10年	4月	2日	～11年4月1日	16年	16年
11年	4月	2日	～12年4月1日	17年	17年
12年	4月	2日	～13年4月1日	18年	18年
13年	4月	2日	～14年4月1日	19年	19年
大正14年	4月	2日	～15年4月1日	20年	20年
15年	4月	2日	～昭和2年4月1日	21年	21年
昭和2年	4月	2日	～3年4月1日	22年	22年
3年	4月	2日	～4年4月1日	23年	23年
4年	4月	2日	～5年4月1日	24年	24年
5年	4月	2日	～	25年	25年

けられますので、できるだけ早く一括納付するのが有利です。

六十才を過ぎての分割納付は一定期間かけると特例老齢年金等がうけられることとなりますので、それ以後は保険料もかけられなくなり、年金額もかなり低額になります。

国民年金の保険料は

忘れずに納めましょう

国民年金の保険料を忘れずに納めていますか。納め忘れがないように、もう一度確かめてみてください。国民年金の保険料は、現在(本年四月分より) 三、三〇〇円です。

保険料を納める方法は、四月分

から六月分までは七月末日、七月分からは九月分までは十月末日、十月分からは十二月分までは翌年の一月末日、一月分からは三月分までは四月末日までとなっています。もし保険料を納期限までに納めていないと事故にあった場合やケガ

ます分割納付についてのくわしいことは役場保険課年金係までおたずねください。

※すぐに手続きを

加入の手続き等は、みとめ印をもって役場保険課年金係へお越しください。

葛本清脩氏

藍綬褒章受章



人権擁護活動に功績があったとして、千早赤阪村森屋九九九、西楽寺住職、葛本清脩氏(七八)が

藍綬褒章を受章されました。

葛本氏は、昭和三十一年三月一日人権擁護委員として、法務大臣から委嘱され現在に至るまで、二十三年の長期にわたる人権思想の普及、人権問題の相談等に貢献されました。

現在、大阪府人権擁護委員連合会会計監事・堺人権擁護委員協議会会長・近畿管区行政相談員・千早赤阪村防犯委員会副会長

大阪身障者未亡人福祉事業協会

奨学金給付要綱

既報のとおり、大阪身障者未亡人福祉事業協会では、今年度から身障者または母子家庭の高校三年生の大身連等を通じて奨学金を給付することになりました。

給付金額は年間三万六千円で、五月・九月・十二月の三回に分けて交付することになっています。要綱はつぎのように決まりましたので、該当者は大阪身障者未亡人福祉事業協会（電話〇六七六二九三〇八）までお問合せください。

「大阪身障者未亡人福祉事業協会」奨学金募集要綱

1 目的

重度の身体障害者に扶養されている高等学校三年生に対し、奨学金を給付し授業料等学資の軽減をはかることを目的とする。

2 名称

大阪身障者未亡人福祉事業協会奨学金

3 交付対象者

原則として、つぎの要件のすべてをそなえている者。

(1) 障害等級三級以上の身体障害者手帳（以下手帳という）を所持する父母または、それに準ずる者（以下扶養義務者という）に扶養されている高等学校第三学年に在学中の者。

(2) 扶養義務者が、前年度において所得税が非課税または住民税が均等割以上課税されていないこと。

(3) 扶養義務者が、大阪身障者未亡人福祉事業協会構成員または、構成団体傘下の各市町村団体

員（以下会員という）であること
(4) 扶養義務者と生計を一にしていること。

4 審査

この事業の執行上に疑義が生じたとき、または予算を上回る申請者のあつたときは、会長の指名する委員をもって構成する審査会において給付の可否を決定する。

5 雑則

(1) この事業により奨学金の給付をうけようとするものは、別表にあげる書類等を大阪身障者未亡人福祉事業協会に提出または提示しなければならぬ場合によつてはこれ以外にも書類等の提示提出を求めることがある。

(2) 虚偽の申請・提出書類等に不正のあつたときは給付金の金額を申請者が学費を失ったとき、また扶養義務者が会員の資格を失ったときは、当該月以降の給付金を返還しなければならぬ。

(3) この事業は予算の範囲内で執行する。

(4) 給付の可否について申請者及び扶養義務者等の異議は一切認めない。

(5) 給付対象に各種学校は含まない

6 実施

この事業は昭和54年4月1日より実施する。

7 別表（左記）

(1) 給付申請書
(2) 扶養義務者の非課税証明

(3) 扶養義務者の会員証明
(4) 申請者の在学証明
(5) 住民票謄本

(6) 誓約書
(7) 扶養義務者の身体障害者手帳
(8) 印鑑

マイホームの夢を食う
悪質不動産業者

だまされないための知恵を教へます

一生に一度のお買いもの。それはマイホームの購入です。しかし、悪質不動産業者にだまされたら、かんじんの家はもちろん、トラの子のお金までまきあげ

【あなたを狙う巧妙な手口】

悪質な不動産業者は、最初からまともに商売しようなどとは、全く考えていません。こうした業者の手口は実に巧妙で、甘い話を次々に持ちかけてきます。

「いったい、どんな手口で迫ってくるのか？実際に被害にあった人の話をまとめてみると――」

【オトリ広告に注意】

チラシや新聞の三行広告などで「格安の売り物あり。価格は〇〇万円」などとよく広告がでていますが、あまりに条件のよい話は、まず危険と考へてください。

こうした広告は、オトリ広告、といって実際には物件もなく、別の不動産を売りつけようとしています。しかも、この不動産は二重売り三重売りされていることが極めて多いのです。

「ローンを提携する金融機関を広告などに明記していない業者にはトラブルが多い」

「ローンは必ずつきます」とか「ウラから特別に借りられるようにしてあげます」などというながら金融機関の名前をハッキリいわない業者は危険です。

というのは、ローンがつかないのに、つこうな話をして契約させ、手付金を何十万、何百万も受け取ってしまします。そのあげく、ローンがつかず解約になっても、それまでに預っていた手付金や中間金をなかなか返

してくれません。

【不動産業者が、この物件は自社の売り物だとか、〇〇さんの売り物で自分は仲介者である、といった事実関係をはっきり説明しない場合は、ご用心】

悪質な業者は他社が売り出し中の不動産を、あたかも自分が売り主であるかのように、勝手に客に売りつけたりします。

その顕著な例は、不動産の二重売り、三重売りです。こうしたトラブルを防ぐためには、不動産の所有者を登記所で確認した上で、どの不動産業者に売り出しをたのんだのか、売り出し価格はいくらか、などを所有者の口から直接確認することが大切です。

【二束三文の土地を、将来、その時の時価で買い戻すといつて売りつけ、買い戻しをしない】

たとえば、東京など大都会に住む人に、地方の土地を「別荘地として将来高く売れますよ」などと誘って、坪一万円ぐらいで売りま

す。そして、二年後買い戻すなどと口約束します。（念書を入れたこともありません）。ところが、買い戻しを実行せず、その不動産業者はそのままドロン。あわてて土地の価格を調べてみたら、坪千円以下だったなどと訴えてくる客が意外に多いようです。この場合ほとんどの人が、実際にその土地を見ていないばかりか、中では温泉旅行に無料招待され、そこで契約した人もいるくらいです。

このケースの場合は、犯罪としての立証が困難です。おいしい話には、必ずカラクリがあることをお忘れなく。

られてしまうのです。五月は不動産の売買が多くなるシーズン。そこで、どうすれば悪質不動産屋から自衛できるかお話ししましょう。

子供の水難

事故防止

ちょっとした油断が死を招く

お父さん、お母さんへの注意
子供さんの水の事故は、そのほとんどが、本人はもちろんのこと保護者のちょっとした油断や不注意によるもので、それがとり返しのつかない事故につながっています。

たとえば、防火用水に金網フェンスがしてあるからといって安心ばかりしておれません。事実、下の方に幼児がはって入れるほどの小さな穴があいていたために、わが子を失ったという悲しい例もあります。

親は、常に子供の身になって、危険を見抜く用心深さがほしいものです。子供は、とくに幼児の場合、自分で、危険かどうかの判断はできないのですから。

次の点に注意して、子供を水の事故から守ってください。

○幼児の一人遊びはキケンです。常に目を離さないように。

○家の近くに、ため池や用水そう溝などが危険な状態のまま放置されているときは、所有・管理者に申告して、サクヤフタをしてもらう。

○子供たちだけで水遊びや水泳に行かせないようにし、必ず大人がついていく。

○危険な水辺で遊んでいる子供を見かけたときは、進んで声をかけ、安全な場所まで導くように指導する。

富田林警察署
駐在所

◆宅地防災月間

5月1日～31日

あなたの宅地は
安全ですか！

●日頃の注意と心がけ●

こんなことはやめましょう

- かけ下を切ったり、かけの上に土を盛るなど、かけに手を加えること（特にかけのそばに家を新築したり増築したりする場合に注意すること）。



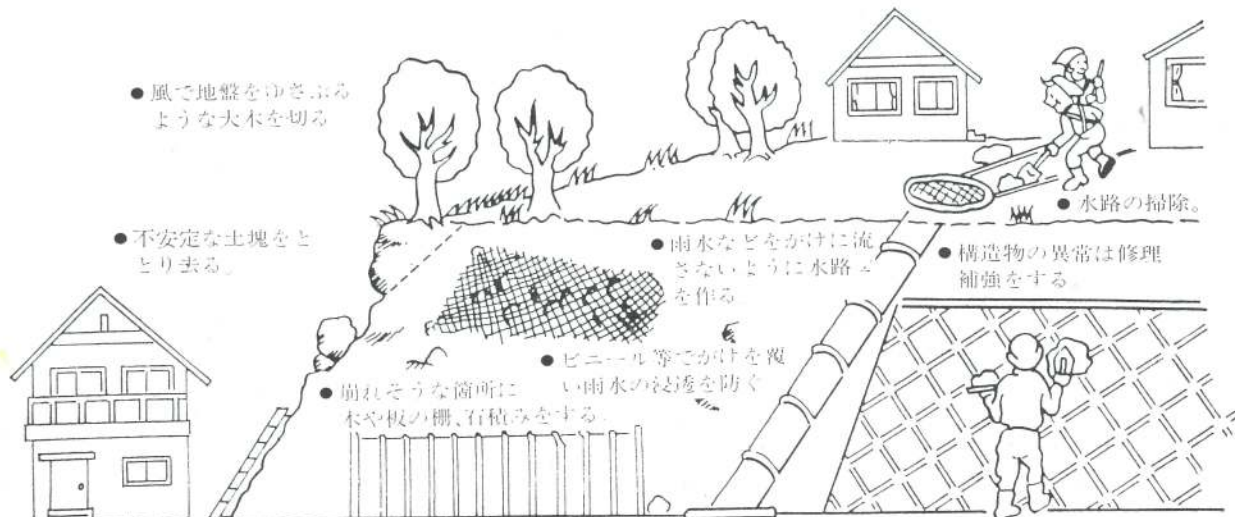
- 水をたれ流したり、かけの上に水をためたりすること。

- かけを不安定にするような構造物を作ること。

※崩壊危険区域でどうしても上記のような行為を必要とする場合は知事の許可を必要とする場合があるのでご相談下さい

●あなたにも出来る防災の措置●

★がけの周囲を日頃から見廻り次のようなことを早目に行ないましょう



- 風で地盤を叩きふるような大木を切る

- 不安定な土塊をとりに取る

- 雨水などをかけに流さないように水路を作る

- 水路の掃除

- 構造物の異常は修理補強をする

- ビニール等でかけを覆い雨水の浸透を防ぐ

- 崩れそうな箇所は木や板の柵、石積みをする

雨が降った時の心がけ

長雨、強い雨、地震後の雨などの日は、なるべくがけより離れた部屋で休みましょう。